

「日本・フィリピン租税条約改正」

配当、利子、使用料に対する限度税率が大幅に引き下げられる

日本・フィリピン間の経済関係緊密化に寄与

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

2008年12月5日、日本とフィリピンとの租税条約の改正議定書が発効する。これにより、両国間の「配当、利子、使用料に対する限度税率」が大幅に引き下げられる。また、一般企業より低い限度税率が適用される親子間配当認定要件が株式の25%保有から10%保有に緩和されている。今回の改正は、フィリピン進出日系企業にとって、税負担軽減メリットが大きく、今後の投資促進につながると期待されている。

その他、今回の改正により、「みなし外国税額控除」が10年後に廃止される他、「恒久的施設」の有無の認定期間の変更が行われ認定基準が改正前より厳しくなっている。

1. 配当、利子及び使用料に対する源泉税限度税率の変更

今回の改正により、フィリピン進出企業が日本に配当、利子、使用料を支払う場合の限度税率は下表の通りに変更される。

【配当、利子及び使用料に対する源泉税限度税率の変更】
～ フィリピン→日本への支払 ～

	企業種別	現行条約	改正後
配当	一般	25%	15%
	親子間(※1)	10%	10%
利子	一般	15%	10%
	公社債	10%	10%
使用料	一般	25%	10%
	映画等(※2)	15%	15%

(出所)日本政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※1. 配当に対する限度税率10%を適用する親子間配当認定要件は、改正後の条約では、「当該配当の受益者が、当該配当の支払の日に先立つ6ヵ月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の少なくとも10%を直接する法人である場合」に緩和されている（現行条約では25%）。

※2. 当該使用料が、映画フィルムの使用又は使用の権利、及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には、当該使用料の15%。

2. みなし外国税額控除

みなし外国税額控除の規定については、日本政府は、最近締結・改正した租税条約では、できる限り見直し・縮減を図っており、フィリピンについても、発効後、10 年間の供与期限を設け、廃止されることとなった。

(ご参考) 「みなし外国税額控除 (タックス・スペアリング・クレジット)」…みなし外国税額控除とは、開発途上国が外資優遇措置の一環として減免した租税を同国への進出企業が、かかる減免等されずに同国で納付したものとみなして、その本国での外国税額控除の対象に含める措置。

3. 「恒久的施設」の有無の認定期間の変更

現行条約では、コンサルタントの役務又は建築、建設若しくは据付工事に係る契約に関連する監督の役務を提供する場合には、このような活動が単一又は複数の関連工事について「一課税年度において合計 6 ヶ月を超える期間行われるとき」に限って、当該企業は、当該他方の契約国内に「恒久的施設」を有するものとされている。

改正後の条約では、この期間に関する要件が「いずれの 12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超える期間行われるとき」に限って、当該企業は、当該他方の契約国内に「恒久的施設」を有するものと変更されている。

4. 今後の手続き

本租税条約の改正は、2008 年 12 月 5 日に発効し、日本においては、源泉徴収される租税に関して、2009 年 1 月 1 日以降の課税に適用される。

《フィリピン関連レポート》

「AREA Report172 フィリピン投資環境レポート ～パート 1：ルソン島南西部編 2008 年 8 月 5 日」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京) 03-3240-7864

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できるとされるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。課税の詳細については会計士・税理士にご相談いただきますようお願いいたします。